

## 知的障害者（児）ガイドヘルパー養成研修事業実施要綱

### 1. 事業の目的、事業の名称

知的障害を有する者又は児童に対する、外出時における移動の介護等に必要な知識、技能を有するガイドヘルパーの養成研修（以下「研修」という）を実施することを目的とする。

研修事業の名称は、知的障害児（者）ガイドヘルパー養成研修 とする。

### 2. 実施課程及び形式

この研修の実施課程は、千葉県又は千葉県知事が別途定めるところにより研修を実施するものとして指定した事業者とする。

指定事業者の名称	特定非営利活動法人 ロンの家福祉会
所在地	千葉県船橋市前原西 4-4-8
研修担当部署	事務局 池田 則子 TEL 047-478-3701

### 3. 年間事業計画、

年間事業計画は、毎年1回実施する。日程は講義2日、実習5日とする。

### 4. 募集手続き、募集定員

受講生の募集は研修日の1ヶ月前には行う。募集定員は15名程とする。

### 5. 受講対象者および定員

受講対象者は、原則として移動介護に従事する者又は従事することを希望する者とする。

定員は15名程とする。

### 6. 研修の教材・参加費用

教材は、自作のテキストを使う。参加費用（受講料、テキスト代等）は、8,000円とする。

ただし資格取得後、指定事業者で勤務する者は2000円返金する。

### 7. 研修カリキュラム及び担当講師一覧

研修カリキュラム及び担当講師は、別紙1「カリキュラム及び担当講師一覧」のとおりとする。

### 8. 研修会場・実習施設

研修会場 ロンの家福祉会 地域活動支援センター カフェすまいる  
(船橋市前原西 4-4-8)

## 知的障害者（児）ガイドヘルパー養成研修事業実施要綱

実習施設 ケアハウスノームの里 （船橋市飯山満 2-548-2） 他

### 9. 研修科目の免除

別紙2「研修科目及び有資格者が必要な研修時間（知的）」に掲げるところにより、研修課程の一部を免除することができる。

### 10. 欠席者に対する補講

欠席者に対する補講は講義科目は行わない。実習は受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合について補講を行う。

### 11. 受講の取り直し

受講に際し、免許証、保険証などの本人確認が出来ない場合は、受講の取り直しを行う。

### 12. 修了の認定

この研修の指定事業者は所定の研修課程を修了した者に対して修了の認定を行うものとする。

### 13. 修了証明書の交付等

- (1) この研修の指定事業者は研修の修了を認定した者に対して、修了証明書および携帯修了証明書を交付するものとする。
- (2) この研修の指定事業者は、修了証明書および携帯修了証明書を交付した者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、住所等必要事項を記載した研修修了者名簿を管理するものとする。

附則 この要綱は、平成23年12月26日から施行する。

知的障害者（児）ガイドヘルパー養成研修事業実施要綱

別紙1 「カリキュラム及び担当講師一覧」

科目名		規定時間	講師
<b>講義</b>		<b>13 時間</b>	
1	ホームヘルプサービスに関する知識		
(ア)	ホームヘルプサービス概論	2	服部 耕
(イ)	ホームヘルパーの職業倫理	1	服部 耕
2	ガイドヘルパーの制度と業務	1	笹森 真希子
3	障害者(児)福祉の制度とサービス	2	船橋市障害福祉課
4	障害・疾病の理解	4	医師 前本達男氏
5	障害者(児)の心理	1	臨床心理士 新田千枝氏
6	移動支援の基礎知識	2	米納 憲
<b>実習</b>		<b>6 時間</b>	
1	移動支援の基本技術	6	服部 耕、米納 憲 馬上飛真

知的障害者（児）ガイドヘルパー養成研修事業実施要綱

別紙2 「研修科目及び有資格者が必要な研修時間（知的）」

科目名		規定時間	有資格者が必要な研修時間数		
			ヘルパー研修終了者(3級以上)、介護職員基礎研修修了者、介護福祉士	視覚・全身性障害者移動介護従業者研修修了者	日常生活支援従業者研修修了者
<b>講義</b>		<b>13時間</b>	研修を受講しなくても、知的障害者移動介護従業者資格あり	<b>7時間</b>	<b>10時間</b>
1	ホームヘルプサービスに関する知識				
(ア)	ホームヘルプサービス概論	2			
(イ)	ホームヘルパーの職業倫理	1			
2	ガイドヘルパーの制度と業務	1			1
3	障害者(児)福祉の制度とサービス	2			2
4	障害・疾病の理解	4		4	4
5	障害者(児)の心理	1		1	1
6	移動支援の基礎知識	2		2	2
<b>実習</b>		<b>6H</b>		<b>6H</b>	<b>6H</b>
1	移動支援の基本技術	6H		6H	6H

科目免除の考え方

国通知等では、ガイドヘルパー及び日常生活支援従業者相互の科目免除は示されていないが、告示による研修内容はガイドヘルパー及び日常生活支援従業者講義内容が重複する。したがって、重複する部分については免除可能とする。